

令和4年度 副食費給付費の支給について

私立幼稚園（私学助成園）在園児の保護者の負担軽減を図るため、児童の副食費（給食のおかず代）助成を実施します。

1 助成対象者

助成対象者は和歌山市在住の、次の（１）又は（２）に該当する子どもです。

- （１）市町村民税の所得割合算額が77,100円以下である世帯の子ども ※1
- （２）小学校の第3学年修了前の子どもから数えて3番目以降の子ども

- ※1 （１）に掲げる市町村民税の所得割額については、次のとおりです。
- ① 判定する世帯所得の時期は、4月分から8月分までの副食費については「令和3年度」、9月分から翌3月分までの副食費については「令和4年度」の市町村民税所得割額です。
 - ② 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除がある場合は、これらを控除する前の金額となります。
 - ③ 世帯の市町村民税により判定します。（父または母が別居している場合も含まれます。）

2 助成方法

給食費を幼稚園に支払っていただき、後日保護者からの申請のもと還付する方法により実施します。

- （１）和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給申請書に副食費に係る領収書等を添付し、幼稚園又は和歌山市保育こども園課に提出。
 - ※ 対象でない方や申請しない方は提出不要です。
 - ※ 添付書類について、必ず次の「3 申請方法」を確認してください。
- （２）対象者には、令和5年5月中旬から下旬頃に和歌山市から指定口座に振り込みます。

3 申請方法

提出締切日 令和5年3月27日（月）
※年度を超えた申請には対応できませんのでご注意ください。

提出先 通園先の幼稚園又は和歌山市保育こども園課（和歌山市役所東庁舎2階）

- 提出物
- ① 和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給申請書
 - ② 支給希望口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が記載されたページ）
 - ③ 副食材料費の金額が分かる領収書
 - ④ 添付書類が必要な場合（下表に該当する方は申請書に必ず添付してください。）
ただし、「1 助成対象者」の（２）に該当する場合は、所得確認の必要がないため提出は不要です。

	添付書類が必要な方	添付必要書類
ア	令和3年1月1日現在和歌山市に住民票を置いていない方で、令和4年4月分～令和4年8月分の副食費の助成を受けようとする方（令和3年1月2日以降の転入や単身赴任中の方等）	「令和3年度」市町村民税課税（非課税）証明書 ※世帯内の左の条件を満たす保護者
イ	令和4年1月1日現在和歌山市に住民票を置いていない方で、令和4年9月分～令和5年3月分の副食費の助成を受けようとする方（令和4年1月2日以降の転入や単身赴任中の方）	「令和4年度」市町村民税課税（非課税）証明書 ※世帯内の左の条件を満たす保護者
ウ	生活保護受給中の方	生活保護受給証明書
エ	令和2年中に海外勤務期間がある方で、令和4年4月分～令和4年8月分の副食費の助成を受けようとする方	令和2年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類（1～12月の12か月分）
オ	令和3年中に海外勤務期間がある方で、令和4年9月分～令和5年3月分の副食費の助成を受けようとする方	令和3年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類（1～12月の12か月分）

※ア、イ両方満たす方は「令和3年度」と「令和4年度」両方の市町村民税課税（非課税）証明書を提出してください。

※エ、オ両方満たす方は「令和2年中」と「令和3年中」両方の所得額等が分かる証明書を提出してください。

【その他注意事項】

市民税が未申告の場合は審査ができませんので、申告が必要となります。収入がない場合は、ない旨の申告が必要です。税の申告に関しては、和歌山市市民税課へお問い合わせください。

4 助成対象となる副食費について

通常の教育課程で提供される給食に係る副食費が助成の対象となります。
長期休業期間中等の預かり保育で提供される給食に係る副食費は助成の対象となりません。

5 助成上限額について

幼稚園に支払った副食費に相当する額を助成します。1か月当たりの助成額は、4,500円が上限となります。

市民税額は、次の書類で確認することができます
市民税が給与天引きの方・・・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書
(毎年5月下旬から6月中旬に勤務先から配布されます。)
市民税が給与天引き以外の方・・・納税通知書(非課税の方は発行されません。)

市民税の所得割額を判定する世帯所得の時期は4月から8月分の副食費は「令和3年度」、
9月から翌3月分の副食費については、「令和4年度」です。

例

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合計	所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	市民税 税額控除額④	市民税 税額控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
所得	給与所得												市民税 税額控除額④	市民税 税額控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
所得	その他の所得計												市民税 税額控除額④	市民税 税額控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
所得	雑損	障・寡・勤											市民税 特別徴収税額⑧	市民税 控除不足額⑨	市民税 既充当額⑩	市民税 既納付額⑪
所得	医療費	配偶者											市民税 差引納付額⑫-⑩-⑪	市民税 変更前税額⑫		
所得	社会保険料	配偶者特別														
所得	小規模企業共済	扶養														
所得	生命保険料	基礎														
所得	地震保険料	所得控除合計②														
(摘要)																

住宅借入金等特別税額控除 市民税 44,040円 県民税 29,360円

※和歌山市以外で課税されている方は通知書の様式は異なります。

副食費の対象者の判定は、の額を用います。
※例は住宅借入金等特別税額控除を受けている方で、判定に使用する金額は66,300円(22,260円+44,040円)です。
(税額控除を何も受けていない場合は、市民税所得割額⑥の金額となります。)
ただし、住宅借入金等特別税額控除のほかに、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除がある方はそれらの控除額も加算しますのでご注意ください。
(※摘要欄に表示される税額控除は住宅借入金等特別税額控除のみです。)

問い合わせ先
和歌山市保育こども園課 連絡先:073-435-1064